

●香川県告示第142号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成24年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

三豊市財田町財田中字道手5123の45、5123の64、5123の78、5126の144から5126の164まで、財田町財田上字南谷7614の1、7614の2、7615、7656の1、7656の2、7661の1から7661の4まで、字牛磐7666の7、7666の10から7666の13まで、7666の17から7666の20まで、7666の27から7666の33まで、字板橋7667の1、7667の3から7667の10まで、観音寺市大野原町海老濟字岩谷乙19、乙20の1、乙20の2、乙21の2、乙22から乙25まで、乙26の1、乙26の2、字竹ノ元344、345、351の1、351の2、693から695まで、小豆郡土庄町小部字中段乙481、字嶮岨山乙828の1、乙828の3

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに三豊市建設経済部農業振興課、観音寺市経済部農林水産課及び土庄町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）